

---

**QA8-24 製造・加工された食品にも基準値が適用となりますが、モニタリング検査も行われるのですか。**

---

**A**

国が定めたガイドラインでは、原材料だけでなく製造・加工された食品についても検査対象としています。

**統一的な基礎資料の関連項目**

下巻 第8章 78 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(1/3)」

下巻 第8章 85 ページ「ウェブサイトでの情報提供」

---

出典：厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について（平成 24 年 7 月 5 日）」より作成

出典の公開日：平成 24 年 7 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日